

別紙

諮問第1546号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「現在〇〇で開催されている〇〇の興行について以下の書類 ①第一種動物取扱業の登録に関する書類全て（申請書およびその添付書類、立入の記録等を含む。） ②特定動物の飼養許可に関する書類全て（申請書およびその添付書類、立入の記録等を含む。）」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和2年10月16日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求に対し、別表1に掲げる本件対象公文書のうち、別表2に掲げる非開示情報を非開示とする本件一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和3年2月10日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和3年4月30日に実施機関から理由説明書を収受し、令和4年9月16日（第231回第二部会）から同年10月17日（第232回第二部会）まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書及び反論書における

主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 第一種動物取扱業者の登録について

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下単に「法」という。）10条の規定により、動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示等の取扱いを業として行う「第一種動物取扱業」を営もうとする者は都道府県知事の登録を受けなければならないとされ、その登録を受けようとする者は、動物取扱責任者の氏名を申請書に記載することとされ、法15条の規定により、都道府県知事は、第一種動物取扱業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならないとされている。

第一種動物取扱業者は、法22条の規定により、事業所ごとに当該事業所の業務を適正に実施するため、十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有する者のうちから動物取扱責任者を選任しなければならないとされ、動物取扱責任者に動物取扱責任者研修を受けさせなければならないとされている。

イ 特定動物の飼養又は保管の許可について

法26条の規定により、動物園その他これに類する施設における展示等の目的で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める特定動物の飼養又は保管を行おうとする者は、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないとされ、申請に当たり、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）15条の規定により、既に当該動物に当該許可を受けていることを明らかにするためのマイクロチップの装着等の措置を講じ、当該措置内容を都道府県知事に届け出ている場合は、その識別番号に係る証明書を提出することとされている。

ウ 本件開示請求及び本件対象公文書について

実施機関は、本件開示請求に対して別表1のとおり本件対象公文書を特定し、このうち別表2に掲げる各部分を非開示とする本件一部開示決定を行った。

エ 本件非開示情報の非開示の妥当性について

(ア) 本件非開示情報 1、5 及び 8 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 1、5 及び 8 は、〇〇株式会社（以下「会社」という。）の職員の氏名、住所、実務経験及び電話番号であり（東京都ウェブサイトで公表済みの動物取扱責任者氏名並びに現在事項全部証明書記載の氏名及び住所を除く。）、これらの非開示情報は、いずれも個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであることから、条例 7 条 2 号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められる。

したがって、本件非開示情報 1、5 及び 8 は条例 7 条 2 号に該当し、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報 2 のマイクロチップナンバーについて

審査会が見分したところ、本件非開示情報 2 のうちマイクロチップナンバーは、法 26 条の許可を受けていることを明らかにするもので、当該特定動物の所有者の登録情報と結び付いており、これを公にした場合、会社が通常明らかにしていない電話番号等の緊急連絡先が公となり、その事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる。

したがって、本件非開示情報 2 のうちマイクロチップナンバーは、条例 7 条 3 号に該当し、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報 2、6 及び 9 の土地所有者について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 2、6 及び 9 の土地所有者は、会社が興行を実施する用地の所有者又は管理受託者であり、会社の契約に係る内部管理情報であることから、これを公にした場合、その競争上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる。

したがって、本件非開示情報 2、6 及び 9 の土地所有者は、条例 7 条 3 号に該当し、非開示が妥当である。

(エ) 本件非開示情報 3、7 及び 10 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 3、7 及び 10 は、印影、平面図及び写真であり、いずれも犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすお

それがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であることが認められる。

したがって、本件非開示情報3、7及び10は条例7条4号に該当し、非開示が妥当である。

(オ) 本件非開示情報4について

審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、本件非開示情報4は、会社が提出した申請書に添付された動物取扱責任者研修の修了証に記載されたIDであり、これらを公にすると第三者によるなりすましを容易にし、動物取扱業の登録申請の際に悪用されるおそれがあるとのことであり、東京都が行う第一種動物取扱業者登録事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、本件非開示情報4は条例7条6号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、府川 繭子、藤原 道子

【別表1】本件対象公文書

1	第一種動物取扱業登録・更新申請書
2	特定動物飼養・保管許可申請書（〇〇株式会社 〇〇 〇〇）
3	特定動物飼養・保管許可申請書（〇〇株式会社 〇〇 〇〇）

【別表2】本件非開示情報

本件対象 公文書	非開示 情報	非開示部分	非開示理由
1	1	氏名、住所及び実務 経験等	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）
	2	マイクロチップナン バー及び土地所有者	法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（7条3号）
	3	印影及び平面図	公にすることにより、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）
	4	I D	公にすることにより、都が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（7条6号）
2	5	氏名、住所及び電話 番号等	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）
	6	土地所有者	法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（7条3号）
	7	平面図	公にすることにより、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）
3	8	氏名、住所及び電話 番号等	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）
	9	土地所有者	法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（7条3号）
	10	平面図及び写真	公にすることにより、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）